

標準市議会委員会条例一部改正（案）

| 新  | 旧   |
|--|---|
| (委員長及び副委員長がともにないときの互選)   | (委員長及び副委員長がともにないときの互選)  |
| <b>第十条</b> 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。   | <b>第十条</b> 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行なわせる。 |
| 2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。  | 2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行なう。                                  |
| (委員長の職務代行)   | (委員長の職務代行)  |
| <b>第十二条</b> 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。  | <b>第十二条</b> 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。            |
| 2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。  | 2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。                        |
| (委員会の開会方法の特例)  | (新設)  |
| <b>第十五条の二</b> 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第二十条((秘密会))第一項の秘密会は、この限りでない。 | (新設)  |
| 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。  |   |
| 3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。  |   |
| 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。  |   |
| 【第十五条の二参考】(オンライン委員会の対象に育児等を加える場合の参考)   | (新設)  |
| (委員会の開会方法の特例)  | (新設)  |
| <b>第十五条の二</b> 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識  | (新設)  |

|   |   |
|---|---|
| <p><u>しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）によつて、委員会を開会することができる。ただし、第二十条（（秘密会））第一項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p><u>二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> |   |
| <p><u>2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p>  |   |
| <p><u>3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u></p>   |   |
| <p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>   |   |
| <p>（秘密会）</p>  | <p>（秘密会）</p>  |
| <p><b>第二十条</b>（略）</p>   | <p><b>第二十条</b>（略）</p>   |
| <p><u>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮つて決める。</u></p>   | <p><u>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会にはかつて決める。</u></p>              |
| <p>（出席説明の要求）</p>  | <p>（出席説明の要求）</p>  |
| <p><b>第二十一条</b>（略）</p>  | <p><b>第二十一条</b>（略）</p>  |
| <p><u>2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。（参考）</u></p>   | <p>（新設）</p>   |
| <p>（秩序保持に関する措置）</p>   | <p>（秩序保持に関する措置）</p>   |
| <p><b>第二十二条</b>（略）</p>  | <p><b>第二十二条</b>（略）</p>  |
| <p><u>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。</u></p>  | <p><u>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。</u></p> |
| <p>3（略）</p>   | <p>3（略）</p>   |

|  |  |
|--|--|
| (公聴会開催の手續)   | (公聴会開催の手續)   |
| <b>第二十三条</b> (略)   | <b>第二十三条</b> (略)   |
| 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を <u>聴こうとする案件</u> その他必要な事件を公示する。  | 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を <u>きこうとする案件</u> その他必要な事件を公示する。  |
| (意見を述べようとする者の申出)   | (意見を述べようとする者の申出)   |
| <b>第二十四条</b> (略)   | <b>第二十四条</b> (略)   |
| 2 <u>前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十八条において同じ。)</u> を使用する方法により行うことができる。 | (新設)   |
| (公述人の決定)   | (公述人の決定)   |
| <b>第二十五条</b> 公聴会において意見を <u>聴こうとする</u> 利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、 <u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者</u> 及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。  | <b>第二十五条</b> 公聴会において意見を <u>聞こうとする</u> 利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、 <u>あらかじめ文書で申し出た者</u> 及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。 |
| 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に <u>偏らない</u> ように公述人を選ばなければならない。   | 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に <u>かたよらない</u> ように公述人を選ばなければならない。   |
| 3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で <u>意見を述べることができる。</u>  | (新設)   |
| (公述人の発言)   | (公述人の発言)   |
| <b>第二十六条</b> (略)   | <b>第二十六条</b> (略)   |
| 2 公述人の発言は、その意見を <u>聴こうとする</u> 案件の範囲を超えてはならない。  | 2 公述人の発言は、その意見を <u>聞こうとする</u> 案件の範囲を超えてはならない。  |
| 3 (略)  | 3 (略)  |
| (代理人又は <u>文書等</u> による意見の陳述)  | (代理人又は <u>文書</u> による意見の陳述)   |
| <b>第二十八条</b> 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は <u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。</u> ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。   | <b>第二十八条</b> 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は <u>文書で意見を提示することができない。</u> ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。  |

|   |  |
|---|--|
| (参考人)   | (参考人)  |
| <b>第二十九条 (略)</b>  | <b>第二十九条 (略)</b>   |
| 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を <u>聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u>   | 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を <u>聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u>                          |
| 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べる <u>ことができる。</u>   | (新設)   |
| 4 参考人については、第二十六条 ((公述人の発言))、第二十七条 ((委員と公述人の質疑)) 及び第二十八条 ((代理人又は <u>文書等</u> による意見の陳述)) の規定を準用する。   | 3 参考人については、第二十六条 ((公述人の発言))、第二十七条 ((委員と公述人の質疑)) 及び第二十八条 ((代理人又は <u>文書</u> による意見の陳述)) の規定を準用する。 |
| (記録)  | (記録)   |
| <b>第三十条 (略)</b>   | <b>第三十条 (略)</b>  |
| (削る)  | 2 <u>前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</u>                       |
| 2 <u>前項の記録は、議長が保管する。</u>  | 3 <u>前2項の記録は、議長が保管する。</u>  |
| 3 <u>第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。</u> | (新設)   |

# 關係資料

# 議会に係る手続のオンライン化に対応した標準会議規則等の改正に関する基本的な考え方

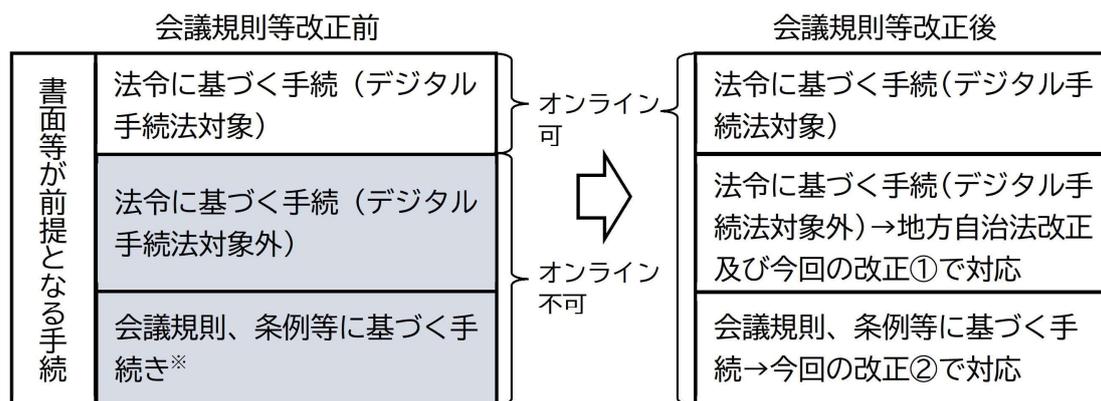
## 1 改正の概要

デジタル手続法において、法令に基づく行政機関等への申請や行政機関等が行う処分通知等は、オンラインにより行うことが可能とされているが、同法第1項第2号ハにおいて「地方公共団体又はその機関（議会を除く。）」とされています。

そのため、行政機関等が当事者とならない法令に基づく手続で書面等を前提とするもの（請願、意見書等）は、従来、オンラインにより行うことが出来ませんでした。地方自治法の改正により可能となりました。

一方で、会議規則、条例等に基づく手続は、デジタル手続法や地方自治法の対象外のため、法改正のみではオンライン化できません（デジタル手続条例の対象となっている場合を除く。）。議会に係る手続について一括してオンラインによることを可能とする観点から、標準会議規則等について、デジタル手続法に準じて次のとおり改正を行いました。

- ① 地方自治法改正によりオンライン化可能となった手続（請願、意見書等）  
→標準会議規則等で書面等が要求されている場合でも、オンライン化を可能とする。
- ② 会議規則、条例等の規定により、書面等を前提とする手続（委員会報告書等）  
→会議規則、委員会条例の改正により、オンライン化を可能とする。



※ デジタル手続条例の対象となるものはオンライン可

併せて、オンライン委員会に関する改正及び令和4年度の検討会議での検討された事項等に関する改正を行いました。

## 2 改正の主な内容

### (1) 議会のデジタル化に関する改正について

ア 令和5年地方自治法改正（議会に係る手続きのオンライン化）に対応するもの（会議規則、委員会条例のみの手続きのオンライン化を含む）について

デジタル手続法は、手続を、①申請等、②処分通知等、③縦覧・閲覧及び④作成・保存に分類し、それぞれについてオンライン化に対応した規定を設けていることを踏まえ、議会に係る手続のオンライン化についても、同様の考え方を基本としました。

標準会議規則については、オンライン手続の対象となる箇所が多数のため、「第九章補則」に各手続のオンライン化に対応する通則的な規定を新設する等の改正を行いました。

標準委員会条例については、オンライン手続の対象となる箇所が少ないため、該当条文毎に改正しました。

### イ オンライン委員会に関する規定(参考条例として令和3年度に全市に示されたものを一部修正)を標準の本則としたものについて

令和3年度検討会議において、例外的なものであり「標準」とすることは時期尚早であることから「参考」としてとりまとめた「令和3年度検討結果報告」でお示した委員会条例及び会議規則の各条文について、「標準」の規定とする改正を行いました。その際、検討会議における意見を踏まえ、一部の条文の新設及び削除並びに字句の修正を行いました。

## (2) 令和4年度検討会議での検討事項に関する改正について

オンライン化とは関係ない事項についても、令和4年度検討会議で検討された事項を基に標準会議規則及び標準委員会条例の改正を行いました。また、常用漢字の変更及び「公用文作成の考え方(令和4年1月11日内閣官房通知)」等に基づく用字用語の整理を行いました。なお、表記は「注釈 公用文用字用語辞典(第10版)」「新日本法規)に基づきます。

### 【改正に際しての留意点】

※拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について、標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例は、本会ホームページ上や本会から出版している書物では閲覧者の便宜を考慮して、小書きの「つ」としておりましたが、本来は大書きの「つ」です。詳細は本会より全市に令和6年1月26日付けで発出している事務連絡「標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例の新旧対照表について」をご参照ください。

※一部条文については、整文のため、読点を打つ改正を行っております。

※一部条文中で規定されている小見出しに係る部分について、従来は、小見出しの「( )」まで引用して条文中に規定しておりませんでした。本来は小見出しの「( )」までが引用されますので、以下のように改正を行っております。

(例) 新 第三十七条 (略)～第四百四十一条 ((請願の委員会付託)) に規定する場合を除き、～(略)

旧 第三十七条 (略)～第四百四十一条 (請願の委員会付託) に規定する場合を除き、～(略)

## (3) その他の改正について

全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と協議のうえ「現在の社会情勢等に照らし改正が適当」と判断された事項について、改正を行いました。

### 3 オンライン化の対象となる手続き

#### (1) 地方自治法改正の対象となる手続き

| 当事者       | 手続の内容                       | 根拠規定（地方自治法）     | オンライン化根拠規定（地方自治法）                        | 対応する会議規則等        |
|-----------|-----------------------------|-----------------|--|------------------|
| 会派又は議員→議長 | 政務活動費に係る収支及び支出の報告書の提出       | 第100条第15項       | 第100条第15項<br>(条例の定めるところによりオンライン化可能とする規定) | ※1               |
| 議長→長      | 会議録の書面の写し又は電磁的記録を添えた会議結果の報告 | 第123条第4項        | 第123条第4項                                 | 会議規則のオンライン化に係る規程 |
| 委員会→議会    | 委員会による議案の提出（団体意思決定に係るもの）    | 第109条第6項及び第7項   | 第138条の2第1項                               | 会議規則             |
| 議員→議会     | 議員による議案の提出（団体意思決定に係るもの）     | 第112条第1項及び第3項   | 第138条の2第1項                               | 会議規則             |
| 請願者→議会    | 請願書の提出                      | 第124条           | 第138条の2第1項                               | 会議規則             |
| 議会→国会     | 意見書の提出（国会宛）                 | 第99条            | 第138条の2第2項                               | 国会事務局の定め         |
| 議会→議員     | 議会における選挙の投票の効力の異議に係る決定書の交付  | 第118条第1項後段及び第6項 | 第138条の2第2項                               | 会議規則（委任規定新設）※2   |
| 議会→議員     | 議員の資格決定に係る決定書の交付            | 第127条第1項及び第3項   | 第138条の2第2項                               | 会議規則（委任規定新設）※2   |
| 議長→議員     | 欠席議員に対する招状の発出               | 第137条           | 第138条の2第2項                               | 会議規則のオンライン化に係る規程 |

※1 ①執行機関のオンライン手続条例を改正し該当する条例を対象に追加、②議会独自のオンライン手続条例を制定、③個別の条例を改正（例：政務活動費条例の一部改正）の3つの方法が考えられます（令和5年11月6日付け本会発出事務連絡）。

※2 議会における選挙の投票の効力の異議に係る決定書の交付及び議員の資格決定に係る決定書の交付のオンライン化については、地方自治法の委任を受けた同法施行規則の規定により議会（会議規則）に委任されているため、会議規則に議長への委任規定を設け、議長が定める規程でオンライン化する整理としています。

**(2) 標準会議規則のうちオンライン化・デジタル化の対象となる主な手続き（オンライン委員会に関するものは除く）**

[注] 「オンライン化」とはインターネット等のコンピュータネットワークを利用する方法を利用可能とすることであり、「デジタル化」とはオンライン化も含むデジタル技術を利用する方法一般を言います。したがって、議会・議長等による作成又は保存の規定については「デジタル化」となります。委員会条例も同様です。

| 当事者         | 手続きの内容                  | 根拠規定（標準会議規則） | オンライン化根拠規定（標準会議規則） |
|-------------|-------------------------|--------------|--------------------|
| 議員→議長       | 本会議の欠席届                 | 第2条第2項       | 第167条の2第1項         |
| 議長→議員       | 出席催告                    | 第13条         | 第167条の2第2項         |
| 議員→議長       | 議案の提出（機関意思決定に係るもの）      | 第14条第1項      | 第167条の2第1項         |
| 委員会→議長      | 議案の提出（機関意思決定に係るもの）      | 第14条第2項      | 第167条の2第1項         |
| 議員→議長       | 修正の動議の提出                | 第17条         | 第167条の2第1項         |
| 議長→議員       | 議事日程の配布                 | 第20条本文       | 第167条の2第2項         |
| —           | 選挙関係書類の文書等による作成及び保存     | 第33条         | 第167条の3第1項         |
| 議員→議長       | 発言通告書の提出                | 第51条第1項      | 第167条の2第1項         |
| 議員→議長       | 一般質問の要旨の通告              | 第62条第2項      | 第167条の2第1項         |
| 議長→議員       | 答弁書の配布                  | 第66条         | 第167条の2第2項         |
| 住民→議長       | 公聴会における意見を述べようとする者の申出   | 第79条         | 第167条の2第1項         |
| 公述人→議会      | 議会が許可した場合における文書による意見陳述  | 第83条         | 第167条の2第1項         |
| 議長→議員       | 配布用会議録の配布               | 第86条         | 第167条の2第2項         |
| —           | 会議録署名議員                 | 第88条         | 第167条の3第1項         |
| 委員→委員長      | 委員会の欠席届                 | 第91条第2項      | 第167条の2第1項         |
| 委員会→議長      | 派遣承認要求書の提出              | 第106条        | 第167条の2第1項         |
| 議員→委員長経由→議長 | 少数意見報告書の提出              | 第108条第2項     | 第167条の2第1項         |
| 委員会→議長      | 委員会報告書の提出               | 第110条        | 第167条の2第1項         |
| 委員長→委員      | 答弁書の配布                  | 第125条        | 第167条の2第2項         |
| 議長→議員       | 請願文書表の配布                | 第140条第1項     | 第167条の2第2項         |
| 議長→議員       | 請願文書表の配布                | 第141条第1項     | 第167条の2第2項         |
| 住民→議会       | 陳情書等提出及び陳情文書表等の文書等による配布 | 第145条        | 第167条の2第1項         |
| 議長→副議長      | 辞表の提出                   | 第146条第1項     | 第167条の2第1項         |
| 副議長→議長      | 辞表の提出                   | 第146条第1項     | 第167条の2第1項         |
| 議員→議長       | 辞表の提出                   | 第147条第1項     | 第167条の2第1項         |

|       |                      |              |                  |
|-------|----------------------|--------------|------------------|
| 議員→議長 | 資格決定要求書及び<br>証拠書類の提出 | 第 148 条      | 第 167 条の 2 第 1 項 |
| 議員→議長 | 懲罰動議の提出              | 第 160 条第 1 項 | 第 167 条の 2 第 1 項 |

### (3) 標準委員会条例のうちオンライン化・デジタル化の対象となる手続き（オンライン委員会に関するものは除く）

| 当事者                 | 手続の内容                | 関連規定        |
|---------------------|----------------------|-------------|
| 意見を述べようとする者→<br>委員会 | 意見を述べようとする者の<br>申出   | 第 24 条第 2 項 |
| 公述人→委員会             | 代理人又は文書等による意<br>見の陳述 | 第 28 条      |
| —                   | 委員会記録の作成             | 第 30 条第 3 項 |

## 4 会議規則及び委員会条例と執行機関のデジタル手続条例(オンライン手続条例)の関係

デジタル手続法では、法令に基づく行政機関等への申請や行政機関等が行う処分通知等は、オンラインにより行うことが可能とされていますが、地方議会は、「行政機関等」から除かれています。

そのため、行政機関等が当事者とならない法令に基づく手続で書面等を前提とするもの（請願、意見書等）は、従来、オンライン化できませんでしたが、今回の地方自治法の改正により可能となりました。

また、会議規則、条例、規程等に基づく手続は、地方自治法やデジタル手続法の対象外のため、法改正のみではオンライン化できません。

このため、既存の執行機関のデジタル手続条例の対象としてオンライン化することが考えられますが、これはできないと解されます。

なぜなら、①二元代表制における議会の自律権、すなわち会議規則及び委員会条例は提案権が議会に専属していること〔注〕②会議規則には単に議会内部の運営、手続のみならず請願手続等公表を必要とする規定を含んでいるので、その制定改廃は公告式条例の定めるところにより公表しなければならない（地方自治法第 16 条第 5 項）こと③会議規則の制定改廃の手続きは条例と同じだが、別個の法規であることから、少なくとも会議規則及び委員会条例については、個別に改正するのが適当と解されます。

〔注〕○会議規則の発案権に関する行政実例（日時不明）

- ・会議規則ノ如キハ議員自ラ発案スヘキモノニシテ理事者ニ於テ発案スルヲ得サルモノトス
- ・市制 63 条町村制 59 条（地方自治法は第 120 条）ノ規定ニ係ル事項ハ市長  
村長ニ於テ発案スヘキモノニ非ズ

○委員会条例の発案権に関する行政実例（昭和 22・8・8）

- ・委員会条例の発案権は議員に専属する。執行機関は発案できない。

### (参考) 用字用語の解説等

法律や条例での用語は、正確さを重視するため、一般的な用語とは異なる場合があります。例えば、「コンピュータ」という言葉は、どのような機器を指すのか、その境界が曖昧で

あり、技術的中立性に配慮（将来生まれるだろう新たな技術形式も扱えるよう、条文ではあえて抽象的な表現が用いられる）するため、法律用語としては「電子計算機」という用語が使用されています。

同様に、「インターネット」は、複数のコンピュータネットワークを相互接続することで構成されるものであるため、法律用語としては「電子情報処理組織」という用語が使用されています。

このように、法律用語は、正確さを重視するため、一般的な用語とは異なる場合があるため、以下に主な用語が何を指すかを解説します。

- ・電子計算機：パソコン、スマートフォン、タブレット等CPUが搭載された機器
- ・電子情報処理組織：インターネット、LAN等
- ・電磁的記録：(デジタル) データ
- ・電子情報処理組織を使用する方法：オンライン(化)、メール、電子申請システム等

※書面等に該当する用語（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室デジタルガバメント担当 編著「逐条解説 デジタル手続法」（ぎょうせい）（以下、「逐条解説デジタル手続法」という。）

- ・「書面」、「書類」、「文書」、「〇〇書」、「〇〇書類」、「原本」、「複本」、「謄本」、「抄本」、「正本」、「副本」、「〇〇証」、「〇〇状」、「〇〇印紙」、「〇〇手帳」は、「書面等」に該当する。
- ・また、「交付する」、「記載する」が動詞に使用されている場合の名詞は、上記以外の用語であっても各該当規定における場合に限り「書面等」に該当する。
- ・前記以外の用語は、原則として「書面等」に該当しない。疑義がある場合、①オンライン化について規定する法律及び政令における整理、②法令用語辞典等を総合的に検討の上、個別に「書面等」に該当するか決定する。

※「署名等の定義」（逐条解説デジタル手続法）

- ・「署名」とは、自己の作成した書類等にその責任を明らかにするため自己の氏名を自ら書き記すことをいう。「自署」ともいう。代書や記名押印が許される場合がある。
- ・「記名」とは、書類等に作成者の責任を明らかにする等のため氏名を記すことをいう。「署名」が自署、すなわち、自ら氏名を記すことを要求されるのに対し、「記名」の場合は、自署を必要とせず、他人が書いてもよいし、また、印刷でもよい。
- ・「記名押印」とは、書類等に作成者を明らかにする等のため氏名を記載し、印章を押すこと。記名捺印ともいう。署名の場合、自署することが必要であるのに対し、記名の場合は、他人が書いてもよいし、印刷でもよい。私法上、裁判上は、署名に代えて記名押印することが一般に認められている。
- ・「連署」とは、一般に二人以上の者が、同一の書面上にそれぞれの氏名を並べて自署することをいう。

## 標準市議会会議規則条文解説

### (欠席の届出)

**第二条** 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第1項について、真正性を担保する趣旨からも文書等により届け出ることを予定していますが、そのことを条文上明示した規定ではありません。したがって、任意でオンライン化が可能ですが、明確な根拠があれば円滑なオンライン化が可能と考えられるため、「標準市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程(例)」(以下、「規程」という。)を作成し、文書等により行うと規定されている手続以外の手続をオンライン化する際も、会議規則第167条の2及び規程の例による旨を規定する予定です。

第2項については、「欠席届」は文書等に該当すると考えられることから会議規則第167条の2に基づきオンラインで届け出ることができます。

### (会議時間)

**第九条** 会議時間は、午 ○時から午 ○時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員○人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

第2項について、議長の権限（「必要があると認める」）で会議時間の変更（繰上げ、繰下げ）は可能とされていますが、「会議に宣告」という規定がないため、必ずしも議場での宣告を要しませんでした。しかし、ただし書において「異議あるとき」という規定があるため、会議時間の変更は議場でしか行えないのではないかという疑義が従来から指摘されていました。この疑義について、ただし書の規定は、会議時間の変更を議場において宣告した場合の規定であると解釈していますが、このような解釈は文理上困難であることから整合性がとれるよう「会議に宣告することにより」を追加する改正を行いました。

このことにより、会議中以外の時間の変更が困難となることから新たに会議時間中でないときにおける会議時間変更の規定を第3項として設けました。具体的には、台風の接近等により災害の発生が予測されるため緊急に開議時間を変更する必要があるときや審議未了のままの閉会を防ぐため閉会日の休憩中に閉議時間を延長する必要があるときが想定されます。また、第1項に規定している会議時間が原則であることから「緊急を要するときその他の特に必要があると認めるとき」としました。

時間変更通知については、行政実例において「開議時刻繰上通知は必ずしも開議の有効要件ではない」（昭和25年9月9日）としていること、改正前においても「議員への通知」の規定がなかったこと等から時間変更した際の「議員への通知」については規定しませんでした。先行政実例にもあるように「知らなかったため開議時刻に遅れるような者のないよう適宜の措置を講ずべきであることはいうまでもない」とあることから意図的に特定の議員に伝えない等の運用とならないよう各議会において事実上の連絡を十分に行っていただくようお願いします。

従来、第3項として規定していた「会議の開始は、号鈴で報ずる。」との規定を第4項としました。この規定は、議員、説明員、傍聴者等に対して、会議の開始を知らしめる点にあり、議場周辺にいる者に周知する趣旨であると考えられることから「号鈴」に限定せず「電鈴」や「ブザー」等の文言の使用も認められるものと考えられます。なお、千葉恒三郎著「逐条 会議規則」（学陽書房）によると「号鈴」

とは電鈴、振鈴、ブザー等を含むと解されています。

(休会)

**第十条** 市の休日は、休会とする。

- 2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。
- 3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
- 4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百十四条第一項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

第1項について、令和5年2月に本会が取りまとめた「標準市議会会議規則等の改正に関する報告」（以下「令和4年度検討結果報告」という。）において、休日を基本、休会としている市議会が大半であると考えられる状況であることを理由に「（参考）」を削除することとされたため削除しました。

(定足数に関する措置)

**第十二条** 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
- 3 会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

第1項について、令和4年度検討結果報告において、開議後に出席議員が定足数に達しない場合、延会を宣告するか、自動的に散会のいずれかになることを理由に「（参考）」を削除することとされたため削除しました。

(出席催告)

**第十三条** 法第百十三条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもつて行う。

出席催告について地方自治法第113条では、「出席を催告」としか規定されておらず文書等により行われることが求められていません。本条の規定においてのみ「文書」と明示されていることから、会議規則第167条の2の規定によるオンラインで行うことができます。

(議案の提出)

**第十四条** 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第百十二条第二項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては○人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

地方自治法第112条による議案提出（いわゆる「団体意思決定議案」）については、同条第3項において、「文書を以てこれをしなければならない」とされていますが、自治法改正により追加された第138条の2に基づきオンラインで提出することが可能となりました。その他のもの（いわゆる「機関意思決定議案」）については、文書と明示されていませんが、「連署」については文書等に自署するものと考えられることから会議規則第167条の2に基づきオンライン化することができます。

また、委員会の議案提出についても、オンライン化することができます。

(一事不再議)

**第十五条** 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

一事不再議の原則に関する照会が本会に多く寄せられており、多くの市議会で一事不再議の原則に基づく議事運営が定着していることを理由に「(参考)」を削除することとされたため「(参考)」を削除しました。

(修正の動議)

**第十七条** 修正の動議は、その案を備え、法第百十五條の三の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては○人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

修正の動議は、地方自治法第115条の3に基づくものであっても、その他のものであっても文書等により行われることが求められてはいませんが、会議規則において「連署」とされていることから議案の提出と同様に会議規則第167条の2に基づきオンライン化が可能となりました。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

**第十九条** 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第一項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

令和4年度検討結果報告において、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会において、議会の承認ではなく許可となっていること、「許可」は、法令又は行政行為における特定の行為の一般的禁止を特定の場合に解除し、適法にこれを行うことができるようにする行為をいう(「条例・規則の起案マニュアル」(ぎょうせい))ことから「議会の承認」を「議会の許可」に改めることとされたこと、国会においても議員提出議案については、議題となった後の撤回については、委員会、議院の「許可」と規定(衆規則第36条、参規則第28条)されていることから第1、2、3項ともに「議会の許可」に改めました。

第1項について、令和4年度検討結果報告において、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会では、議題となる前の撤回の場合「議長の許可(承認)」となっていることから同様に「ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。」との規定を追加することとされたことから、追加しました。また、ただし書において「得なければならない」としていることから議会の許可についても「要する」から「得なければならない」に改めました。

第2項について、令和4年度検討結果報告において、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会同様に文書による請求を義務付ける規定を設けるか法改正の状況を踏まえて検討が必要とされましたが、検討の結果、文書によることを新たに規定する積極的な理由がないことから文書によることは引き続き規定しないこととしました。したがって、文書による配布を規定していないため、任意でオンライン化が可能です(会議規則第2条解説文前段の規程についての説明を参照)。

第3項について、委員会で許可を得る事項は、撤回又は訂正そのものではなく、撤回又は訂正を「請求」することになります。

### 第三節 議事日程

(日程の作成及び配布)

**第二十条** 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

議事日程の配布については、地方自治法等の規定により文書等により行われることが求められてはいませんが、「交付する」、「記載する」が動詞に使用されている場合の名詞は、上記以外の用語であっても当該規定における場合に限り「書面等」に該当する。」(逐条解説デジタル手続法)とされており、「議事日程」の配布については文書等による手続であることから、会議規則第167条の2に基づきオンライン化することができます。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

**第二十八条** 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

議会における選挙については、地方自治法第118条に基づく「法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙」であり、公職選挙法を準用するとされているが、「投票」については、「通知」に該当しないため改正後地方自治法第138条の2の規定の適用対象外であり、オンライン化することができません。

(投票)

**第二十九条** 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

令和4年度検討結果報告において、①「職員の点呼に応じて」という表現を全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会の規定と同様に「議長の指示に従って」に改める、②「投票を投入する」という表現が適当ではなく、投票箱は備え付けられていないのが実情であることから「投票する」に改めるとされたことから、今回改正しました。なお、この改正は従来の議長の指示により事務局職員が点呼する方法や投票箱に投票することを変更する趣旨ではなく、条文を簡潔で適切な表現に改めることがその趣旨です。

(開票及び投票の効力)

**第三十一条** 議長は、開票を宣告した後、○人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第4項について、地方自治法第118条第6項に「第一項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を付けてこれを本人に交付しなければならない。」とあり、文書によることを求めています。議会が行う通知については地方自治法の改正により新設された第138条の2第2項の規定によりオンライン化することが可能となりました。なお、その際に同項ただし書に「総務省令で定める方式による表示をする場合に限る。」とされており、地方自治法施行規則第12条の2の7第二号に「議会等の定めるところによる届出」とあることから、本項において指定する方法として「議長が定める」とする規定を新たに設けました。

なお、地方自治法第118条第1項の「異議」は、会議規則第31条第3項による議長の決定に対しての「異議」である(昭和33年2月5日福井地裁)ことから、地方自治法第118条第6項の通知に係る規定は、第3項とは別に設けることとしました。

(選挙関係書類の保存)

**第三十三条** 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

会議規則第28条にあるように「投票」をオンライン化することはできませんが、本条にある「関係書類」については、会議規則第167条の3によりオンライン化することができます。

本条の「ともに」とは、保存期間等を合わせることによって、関係書類に記録された情報を併せて確認できる状態に置く趣旨と考えられます。

(委員会の審査又は調査期限)

**第四十四条** 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第三十八条((付託事件を議題とする時期))の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

第2項について文理解釈上、審査期限の対象となるのは、審査のみとなり、調査(事件)は対象となりません。審査の中に調査(事件)を含むと解することも考えられますが、第1項において期限を付す対象を「審査又は調査」と規定しているにもかかわらず、第2項において「審査」のみを規定し、ここに「調査」が含まれると解することは無理があると思われるため、令和4年度検討結果報告において、第2項に「又は調査」を追加すること、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会との規定の統一を図るため、第2項中の「会議」を「議会」と改めることとされたため今回、改正しました。

(委員会の中間報告)

**第四十五条** 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

令和4年度検討結果報告において、①第1項について、中間報告を行う運営を標準的な条文にすることに問題はないと考えられるため「(参考)」を削除すること、②第2項に基づく中間報告を臨時会で行うことの可否について、解釈上の疑義を解消するため「、議会の承認を得て」を追加することとされたため今回、改正しました。

なお、臨時会で中間報告を行う場合、中間報告が「付議すべき事件」(地方自治法第101条第2項、第3項及び地方自治法第102条第4項)であることが必要であるが、「付議すべき事件」とは選挙、決定又は議決のいずれの形式をとるかを問わず、議会の意思決定に付すべき事件を指称する(「注釈地方自治関係実例集」ぎょうせい)とあることから、現行規定では中間報告が「付議すべき事件」に該当しないと解する余地が生じ、臨時会で中間報告をすることが不可能と解されるおそれがあります。このようなことを回避するため、中間報告が「付議すべき事件」であることを明確にするため「、議会の承認を得て」を追加しました。「承認」を「許可」に統一することの検討を提案する意見もありますが、「許可」は、法令又は行政行為における特定の行為の一般的禁止を特定の場合に解除し、適法にこれを行うことができるようにする行為(「条例・規則の起案マニュアル」(ぎょうせい))を指し、議案の訂正や撤回については、議題となった以上、法の定めはないが、訂正や撤回は認められないという考えから事件の訂正や撤回を議会の「許可」とすることは、一定の合理性があると考えられます。一方、「中間報告」は、一般的に禁止されている行為とは考えにくく、「同意」する対象と考えることが自然と解し、改正しないこととしました。

(再付託)

**第四十六条** 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更なるその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

令和4年度検討結果報告において、再付託に関する照会が全国市議会議長会事務局に多く寄せられて

おり、再付託に基づく議事運営が定着していると考えられることから、「(参考)」を削除することとされたことから、今回、削除しました。

## 第七節 発言

(発言の通告及び順序)

**第五十一条** 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たつても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

第1項、2項の「発言通告書」は文書等を前提とした規定のため、議長への提出を会議規則第167条の2によるオンライン化が可能となります。

(一般質問)

**第六十二条** 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

第2項の「文書」は文書等を前提とした規定のため、議長への通告を会議規則第167条の2によるオンライン化が可能となります。

(答弁書の配布)

**第六十六条** 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

「答弁書」については、文書等を前提とした規定のため、議員への配布を会議規則第167条の2によるオンライン化が可能となります。

(記名投票)

**第七十二条** 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

投票等の表決の際の意思表示は、地方自治法の改正により新設された第138条の2に規定された「議会等に対して行われる通知」には該当せず、オンライン化の適用対象外と考えられます。

(無記名投票)

**第七十三条** 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。(参考)

「投票」のオンライン化については、会議規則第72条と同様です。

(選挙規定の準用)

**第七十四条** 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第二十七条((議場の出入口閉鎖))、第二十八条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第二十九条((投票))、第三十条((投票の終了))、第三十一条((開票及び投票の効力))、第三十二条((選挙結果の報告))第一項及び第三十三条((選挙関係書類の保存))の規定を準用する。

会議規則第72条にあるように「投票」はオンライン化の適用対象外と考えられますが、選挙規定の準用(第33条)による「関係書類」については、会議規則第167条の3によりオンライン化するこ

とができます。

## 第九節 公聴会及び参考人

他の見出しと統一させるため、「、」を「及び」に改めました。

(意見を述べようとする者の申出)

**第七十九条** 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

「文書」については、文書等を前提とした規定のため、案件に対する賛否等の申出を会議規則第167条の2によりオンライン化が可能となります。

(公述人の決定)

**第八十条** 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

第1項について、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と同様に会議規則第79条との関連性を明確にするため「あらかじめ」の前に「前条の規定により」を追加し、「あらかじめ」の後の「文書で」を削除しました。

(代理人又は文書による意見の陳述)

**第八十三条** 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

「文書」については、文書等を前提とした規定のため、意見の提示を会議規則第167条の2によりオンライン化が可能となります。

## 第十節 会議録

(会議録の記載事項)

**第八十五条** 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (一) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (二) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (三) 出席及び欠席議員の氏名
- (四) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (五) 説明のため出席した者の職氏名
- (六) 議事日程
- (七) 議長の諸報告
- (八) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (九) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (十) 会議に付した事件
- (十一) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (十二) 選挙の経過
- (十三) 議事の経過
- (十四) 記名投票における賛否の氏名
- (十五) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によつて記録する。

「会議録」第1項について「記載」は文書等に該当するため、「記録する」に改めるか、改めずに会議規則第167条の3の規定により対応するかいずれかが考えられますが、全国都道府県議会議長会及

び全国町村議会議長会と同様に改めずに会議規則第167条の3の規定により対応することとし、「し、又は記録」を削除しました。

第2項について、令和4年度検討結果報告において、日本速記協会が実施した調査結果（令和4年度検討結果報告参照）でも明らかなように、現在、速記法以外の方法で会議録作成を行っている市議会が多数であることを考慮し、速記法以外の方法による会議録作成も規定することが現状に合致するため「速記法」の後に「その他議長が適当と認める方法」と追加しました。なお、速記法を用いている市議会もあり、速記法を見直すことを求める趣旨ではないことから、第2項中「速記法」を削除しませんでした。「その他議長が適当と認める方法」と追加したことにより「速記する」を「記録する」に改めました。なお、録音した音声の反訳により会議録を作成する事例等を踏まえ、「記載する」ではなく「記録する」としました。

（会議録の配布）

**第八十六条** 会議録は、議員及び関係者に配布する。

会議録の議員及び関係者への配布について、地方自治法等の規定により文書等により行われることが求められてはいません。会議録を電磁的記録で作成している場合の配布については、①配布用は印刷して配布する、②会議規則第167条の3の規定により電磁的記録を提供する、③議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により電磁的記録を提供する内容の改正を本条において行うのいずれかの対応が可能です。標準会議規則においては、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と同様に②第167条の3の規定により電磁的記録を提供することを前提としています。

なお、検討会議構成市に確認したところ、何らかの形で会議録を配布している市が多数であったことから（参考）を削除しました。

（会議録に掲載しない事項）

**第八十七条** 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第六十五条（（発言の取消し又は訂正））の規定により取り消した発言は、掲載しない。

令和4年度検討結果報告において、配布用の会議録に、当該規定が定める事項について掲載しない運用をしている多くの市議会があることから「（参考）」を削除することとされたため、今回削除しました。

（会議録署名議員）

**第八十八条** 会議録に署名する議員は、○人とし、議長が会議において指名する。

会議規則第85条第1項において、会議規則第167条の3の規定で対応することとしたことを踏まえ、規定の整理を行いました。

（会議録の保存年限）

**第八十九条** 会議録の保存年限は、永年とする。（参考）

「（参考）」の扱いについては、会議録の保存年限を会議規則で定めている市議会がある一方、文書管理規程で定めている市議会があることから、「（参考）」を維持しました。

（欠席の届出）

**第九十一条** 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。  
2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

「第2項」の欠席届については、会議規則第2条第2項と同様に会議規則第167条の2によりオンライン化できます。

(出席委員に関する措置)

**第九十四条の二** この章における出席委員には、法第九十九条第九項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

令和3年度検討結果報告のとおり、一般的に各市議会の会議規則には、都道府県議会及び町村議会の会議規則と異なり、委員会の運営に関する章が設けられており、出席している委員に関する規定が複数あることから、委員会に関する章においてオンラインによる方法で委員会に出席した場合も、各条文中の出席している委員に含まれることを包括的に定めることが適当と判断し、当該規定を設けました。

なお、委員会条例におけるオンライン委員会に関する規定を「一般規定」とした(個人事由については「(参考)」)ことから、当該規定も「(参考)」としないこととしました。

(動議の撤回)

**第一百条** 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

会議規則第19条と同様に「承認」を「許可」に改めるとともに、ただし書を追加しました。

(委員の議案修正)

**第一百一条** 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

文書により行われることが求められておらず、また本会議における修正の動議(会議規則第17条)とは異なり「署名」(本会議は「連署」)が求められていないため、任意でオンライン化が可能です(会議規則第2条解説文前段の規程についての説明を参照)。

(委員の派遣)

**第一百六条** 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

「記載した」「派遣承認要求書」について文書等に該当するため、議長への提出を会議規則167条の2によりオンライン化することができます。

(少数意見の留保)

**第一百八条** 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員一人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

第2項の「少数意見報告書」は、文書等に該当するため、議長への提出を会議規則167条の2によりオンライン化することができます。

(委員会報告書)

**第一百十条** 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

「報告書」は文書等を前提とした規定のため、議長への提出を会議規則第167条の2に基づきオンライン化できます。

(委員外議員の発言)

**第百七条** 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員という。」）に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があつたときは、その許否を決める。

3 前二項の場合において、法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第3項及び第4項を追加することから、第1項において「（以下この条において「委員外議員という。」）」という定義規定を追加しました。

第2項については、第1項において定義規定を追加したことから「委員でない議員」を「委員外議員」に改めました。

第3項については、令和3年度検討結果報告のとおり、先ず、委員外議員がオンラインによる方法で委員会に出席することは、可能と考えます。会議規則第94条の2は、委員会の構成員（定足数に含まれる）である委員を対象にした規定です。委員外議員は、委員会の構成員である委員ではありません。よって、委員外議員がオンラインによる方法により委員会で発言が可能となる根拠を設ける必要があると判断し、当該規定を設けました。また、会議規則第94条の2と同様の考え方により、当該規定も「（参考）」としないこととしました。

第4項については、委員外議員がオンラインによる方法で説明等を行う場合、委員会条例第15条の2第2項に規定する委員の届出と同様に、委員長への届出が必要と考え、当該規定を追加しました。また、会議規則第94条の2と同様の考え方により、当該規定も「（参考）」としないこととしました。

(委員長の発言)

**第百八条** 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わつた後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

完全オンライン委員会では、第1項に規定する委員長と委員の「席」の別がありませんので、第1項をオンライン委員会に準用することは難しいと考えられます。

このため、新たに第2項として、オンライン委員会における委員長の発言に関する規定を設けました。第1項は委員席に着く委員長は委員長職を行うことができなくなることで解することができ、委員会条例第12条第1項を参考に「委員長の職務」としていることから、「委員長の職務を行うことができない」としました。

委員としての発言が終われば、委員長の職務を行うことは、当然であるから、第1項の「委員長席に復さなければならない」に相当する規定は設けませんでした。

(答弁書の配布)

**第百二十五条** 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。（参考）

会議規則第125条を会議規則第66条同様に修正したことから見出しも「朗読」を「配布」に改めました。

会議規則第66条同様に「答弁書」については、文書等を前提とした規定のため、委員への配布を会

議規則第167条の2によるオンライン化が可能となります。

また、検討会議での意見を踏まえ、答弁書の配布について本会議と委員会に差を設ける必要がないことから、本会議における答弁書の配布を規定した会議規則第66条と同様としました。

なお、本会議と比べ、委員会は頻繁に開催されており、直ちに答弁しがたい場合、次に開催される委員会において答弁しているのが実態であることから「(参考)」のままとしました。

(互選の方法)

**第二百二十六条** 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の四分の一以上の得票がなければならない。

4 第一項の投票を行う場合には、委員長の職務を行つている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第一項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があつた者をもつて、当選人とする。

第6項について、令和4年度検討結果報告において、多くの市議会で、正副委員長の互選が、指名推選をはじめとする当該規定に基づいて行われていると思われるため「(参考)」を削除することとされたため、今回削除しました。

(選挙規定の準用)

**第二百二十七条** 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第一章第四節の規定を準用する。

令和4年度検討結果報告において、多くの市議会で、正副委員長の互選が、指名推選をはじめとする当該規定に基づいて行われていると思われるため「(参考)」を削除することとされたため、今回削除しました。

(不在委員)

**第二百二十九条** 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第九十九条第九項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

令和3年度検討結果報告にもある通り、会議規則第94条の2は、「出席委員」にオンラインによる方法で出席している委員を含むという規定です。これに対し、本条には「出席委員」という定めがないため、オンラインによる方法で出席している委員は「会議室にいない委員」とみなされ表決に加わることができない可能性があります。このことから、当該ただし書を設けることで、オンラインによる方法で出席している委員も表決に加わることができることを明確にすることにしました。

(記名投票)

**第二百三十三条** 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

本会議における記名投票を規定した会議規則第72条と同様に投票等の表決の際の意思表示は、地方自治法の改正により新設された第138条の2に規定された「議会等に対して行われる通知」には該当せず、オンライン化の適用対象外と考えられます。

(無記名投票)

**第百三十四条** 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。(参考)

「投票」のオンライン化については、会議規則第133条と同様です。また、会議規則第73条を参照ください。

(選挙規定の準用)

**第百三十五条** 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第二十八条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第二十九条((投票))、第三十条((投票の終了))、第三十一条((開票及び投票の効力))第一項から第三項まで及び第三十二条((選挙結果の報告))第一項の規定を準用する。

新設した会議規則第31条第4項は対象ではないため、第4項以外を準用することを明確にするため、第31条第1項から第3項までとしました。

(請願書の記載事項等)

**第百三十九条** 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前二項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

請願は地方自治法第124条において、「請願書」と規定されているため文書等に該当し、地方自治法の改正により追加された地方自治法第138条の2第1項「総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法」の規定によりオンライン化できます。「記載」「署名又は記名押印」についても文書等に該当することから、会議規則第167条の2でオンライン化することができます。

なお、請願者の提出要件について、請願紹介議員のみが地方自治法で規定されており、それ以外は会議規則事項のため、必ずしも請願者の署名が提出要件ということではなく、各市の規則で提出要件を定めればよいという考え方がありますが、「なりすまし」などを防ぐために、署名に代表されるように、何らかの請願者の真正性を確保する措置は必要と考えます。署名に代わる本人確認等が可能と判断できる措置の具体例については改めて提示する予定です。

第2項について、名称と所在地が「及び」でつながっているため「法人の名称」の前に「並びに」を追加しました。

第5項について令和4年度検討結果報告において、会議規則第19条同様に「承認」を「許可」に改めることとされたため今回「許可」に改めました。

第6項について令和4年度検討結果報告において、昭和49年2月5日の行政実例において、閉会中議長が受理した請願で未だ付議されていないものについて、これを紹介した議員は議長の同意を得ればその紹介の取消しをすることができ、この場合には、取消しの手続を会議規則に規定するべきとされており、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会には既に当該規定があることから、新設しました。なお、第5項第6項の撤回や取消は文書等によることを求めることが明示されていませんが、真正性の観点から文書等によることが適当であると考えられます。その際の文書等のオンライン化については、規程等で改めて提示する予定です。

(請願文書表の作成及び配布)

**第百四十条** 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
- 3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

請願文書表は文書等を前提としていますので、会議規則第167条の2によりオンラインによる「配布」が可能となります。

第3項の「連署」については、会議規則第139条の署名と同様に会議規則第167条の2でオンライン化することができます。なお、令和2年に会議規則第139条を「請願者が署名又は記名押印」に改めたことを踏まえ、「連署」だけでは文理上、記名押印した請願者が対象外と解せることから、改正を検討しましたが、現時点では特段の問題が提示されておらず運用で対応できることから今回は対応していません。

(請願の委員会付託)

**第百四十一条** 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。
- 3 請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

「請願文書表」の「配布」については、会議規則第140条と同様です。

令和4年度検討結果報告において、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と同様に請願の特別委員会への付託が議長の専権事項ではなく、議案と同様に、議員の動議による付託が可能と解せるように変更すること、地方自治法第109条第2項(第3項)において「常任委員会(議会運営委員会)は、議案、請願等を審査する。」と規定されていることから、請願についても議案と同様に委員会に付託して審査することが原則であると考え、議案と同様に請願についても付託省略を議決によるよう変更することとされたことから、今回改正し、あわせて整文しました。

(紹介議員の委員会出席)

**第百四十二条** 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

- 2 紹介議員は、前項の要求があつたときは、これに応じなければならない。
- 3 前項の場合において、法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。
- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第1項において「説明を求めることができる」と規定されており、その方法について特段の定めはないことから、あえて第3項を設けなくても、委員会の判断により、紹介議員にオンラインで説明させることは可能ではないかとの意見もありますが、第3項はオンライン委員会が開催されている場合に限り、請願紹介議員もオンラインによる方法で説明を行うことを可能とするものです。

第4項については、委員会条例第15条の2第2項に規定する委員のオンライン出席、会議規則第117条第4項に規定する委員外議員のオンライン出席と同様に、紹介議員がオンラインによる方法で説明等を行う場合、委員長への届出制としました。

(請願の審査報告)

**第百四十三条** 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(一) 採択すべきもの

(二) 不採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

令和4年度検討結果報告において、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と同様に請願審査結果に意見を付すことを義務としないこととするために、第1項中「意見を付け」を削除し、第2項を新設し、必要があるときに意見を付けることができるようにすることとされたことから、今回、改正しました。

(陳情書の処理)

**第百四十五条** 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

令和4年度検討結果報告において、①「その内容が請願に適合するもの」という基準が曖昧であり、陳情の取扱いについて現場が苦慮することが想定されること、②名古屋高裁(平成30年11月12日)において「陳情書が提出されても、原則として議会が審査等の対応をすることが義務付けられるものではないから、本件143条の趣旨は、陳情という形式であっても市民による政策提言として取り上げるのに適したものは、請願として取り扱うことを可能とすることにあると解される。したがって、本来、議会が審査等の対応をする義務のない陳情書を、本件規則143条により請願の例により処理するかどうかの判断については、議長の広範な裁量権に委ねられているものと解するのが相当である。」としていることから、「議長が必要があると認めるもの」に改めることとされたことから、今回改正しました。

なお、議長の判断に際しては、申合せ、要綱等や議会運営委員会への諮問に基づいて運用することが考えられます。

「陳情書」は、文書等を前提としていますので、会議規則167条の2によりオンライン化することができます。

(議長及び副議長の辞職)

**第百四十六条** 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いずに会議に諮ってその許否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

**第百四十七条** 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、議員の辞職について、準用する。

「辞表」は、必ずしも文書等によることを前提としている規定ではないと考えられますが、議長若しくは副議長の職又は議員の身分の喪失に係る重要な行為であるため、厳格な本人確認が必要であることから辞表は文書等によることと考えており、議長(副議長)への提出を会議規則167条の2によるオンライン化することができます。

(資格決定の要求)

**第百四十八条** 法第二百二十七条第一項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

「記載した要求書」及び「証拠書類」は、文書等を前提としているため、第167条の2により「要